

志布志市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家を有効活用し、定住人口の増加を図り、もって市の活性化に資するため、志布志市空き家バンク事業（以下「空き家バンク事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住することを目的として取得した市内に所在する住宅及びその敷地であって、現に居住していない住宅又は近く居住しなくなる予定の住宅をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録の申込みのあった当該空き家に関する情報を公開し、市内へ定住することを目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク事業以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録の申込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を受けようとする所有者等（第3項において「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号。次項において「登録申込書」という。）に空き家の登録に関する誓約書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録申込書の提出があったときは、その内容等を審査の上、適当と認める者については、空き家バンク登録台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）により、登録申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、適当と認めるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対し、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「登録者」

という。)は、台帳の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届出書(様式第5号。次項において「変更届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、変更届出書の提出があったときは、その内容等を確認の上、台帳の登録事項を変更し、当該登録者に空き家バンク登録事項変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録した空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、台帳から当該空き家の登録を抹消するとともに、当該登録者に空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により通知するものとする。ただし、第2号に該当する場合においては、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 売買及び賃貸借の契約が成立したとき。
- (2) 登録した日の属する年度の翌年度から2年を経過したとき。
- (3) 登録者から空き家バンク登録抹消届出書(様式第8号)の提出があったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(情報の提供)

第7条 市長は、空き家バンクの登録情報を市のホームページ等に掲載し、周知するとともに、利用希望者に対して、台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(利用申込み等)

第8条 利用希望者が台帳に登録された空き家を利用しようとするときは、空き家バンク利用希望申込書(様式第9号。次項において「利用希望申込書」という。)に空き家バンクの利用に関する誓約書(様式第10号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用希望申込書の提出があったときは、その内容等を審査の上、本市に定住を目的として空き家の購入又は賃借を希望する者で、地域の活性化に寄与するものであると認めるときは、空き家バンク利用申込通知書(様式第11号)により当該空き家の登録者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録者は、遅滞なく当該利用希望者と空き家の利用に係る交渉を行うものとし、当該交渉が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(登録者及び利用希望者の交渉等)

第9条 登録者及び利用希望者間における空き家の利用に係る交渉並びに売買

及び賃貸借の契約（次項において「交渉等」という。）については、当事者間でこれを行うものとし、市長は、直接関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切の疑惑、紛争等については、当該交渉等に係る当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 登録者及び利用希望者は、当該空き家バンク事業の利用により知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。